

一般廃棄物収集運搬業許可証（ごみ収集）

住所又は所在地 高槻市紺屋町3番1-326
氏名又は名称及び 都市クリエイト株式会社
代表者の氏名 代表取締役 前田 晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証する。

許可の期間 平成30年 4月 1日から
平成32年 3月31日まで

複写無効

許可の条件

- ① 島本町清掃工場（以下「清掃工場」という。）への搬入は、別表の店舗より排出される一般廃棄物（ごみ）のみとし、他の場所より排出される廃棄物は一切搬入しないこと。
- ② 許可をする区域から清掃工場までの運搬にあたっては、沿道住民より苦情の出ない措置を講じるとともに、交通安全に十分注意すること。
- ③ 清掃工場への搬入にあたっては、可燃物・不燃物（4種分別）に区分し、指定の場所へ投入すること。
- ④ 爆発物等の危険物は、絶対に持ち込まないこと。
- ⑤ 土曜日、日曜日は搬入しないこと。その他の日の搬入時間は、午前9時から午後3時までとする。ただし、清掃工場の修理等の都合により、土曜日、日曜日以外でも搬入を許可しないことがある。
- ⑥ 搬入ごみは、必ず清掃工場職員の立会いの上で計量し、その後清掃工場職員の指示により投入すること。
- ⑦ 申請した許可車については、島本町内の走行の有無に関わらず、本町が配布したボディパネルを1台につき2枚所有することし、島本町内を走行する場合は運転席側ドア及び助手席側ドアに必ず1枚ずつ貼り付けること。

平成30年 4月 1日

島本町長 山田 紘平

印